

◎条例検証とは？

附則（条例の検証）

市は、この条例の施行の日以後5年を超えない期間ごとに、この条例の施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「協働のまちづくり」の状況

本条例で定めている事項の状況

状況に応じた必要な対応

ex. 支援方法、施策等の見直し

➡ つまり… 「協働のまちづくり」の状況を確認し、必要な場合において、支援方法や施策等の見直しを行う。

【解説】（宝塚市協働のまちづくり推進条例 説明資料）

本条例は、多くの市民が参画する「宝塚市協働のまちづくり促進委員会」において議論を重ねるとともに、より良い条例とするため、まちづくり協議会、自治会の連合体、市民活動団体等の皆様との意見交換を重ねながら策定してきましたが、**今後の社会情勢の変化などに対応していくためには、定期的な検証が必要です**。そのため、本条では、本条例がその設置目的（第1条）にかなったものとなっているかどうかを、5年を超えない範囲で定期的に検証し、見直すべき点が見つかれば、条例改正等の必要な措置を行っていくことを定めています。

★設置目的（第1条）

第1条（目的）

この条例は、宝塚市まちづくり基本条例（平成13年条例第36号）第3条の規定に基づき、協働に関する原則を定めるとともに、市民の主体的なまちづくり活動及び地域コミュニティの活動を促進するために必要な事項を定めることにより、市民と市の協働のまちづくりを推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築することを目的とする。

①協働に関する原則

第3条（協働の原則）

➡ 「協働」で円滑に事業を進めるために、守るべき8つの原則。

- (1) 対等の原則、(2) 情報公開・情報共有の原則、(3) 相互理解の原則、(4) 自主性・自立性尊重の原則、(5) 目的の明確化と共有の原則、(6) 役割分担の原則、(7) 相互変革の原則、(8) 評価・検証の原則

②市民の主体的なまちづくり活動及び地域コミュニティの活動を促進するために必要な事項

第4条（まちづくりの推進）

➡ 市の責務を定める。

第5条～第9条 「まちづくり協議会」

➡ まちづくり協議会の定義や運営、活動などを定める。

◆ ①～②を定めたうえで、**市民と市の協働のまちづくりを推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築することを目的とする。**

➡ つまり… 協働のまちづくりの現状を把握し、目的通り機能しているかを検証する。